

届出に必要な書類について

1. 届出書類の構成

- ①特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法様式第 3 の 5）
- ②石綿飛散防止方法等計画届出書（環境確保条例第 35 号様式）
- ③工事施工計画書（以下 3. 添付書類一式の内容）

工事の内容	届出様式	大気汚染防止法 様式第 3 の 4	環境確保条例 第 35 号様式
吹付け石綿の使用面積	15 m ² 以上	○	○
	15 m ² 未満		—
吹付け石綿、保温材等が使用されている 建築物の延床面積又は工作物の築造面積	500 m ² 以上	○	○
	500 m ² 未満		—

2. 様式の記入

- ①法様式第 3 の 4（特定粉じん排出等作業実施届出書、大気汚染防止法第 18 条の 17）
 - ・届出者は解体・改修工事等の発注者
 - ・様式別紙（特定粉じん排出等作業方法）は作業区画ごとに作成
 - 特定粉じん排出等作業の方法の各項目の詳細内容は、「別紙」でも可

- ②条例第 35 号様式（石綿飛散防止方法等計画書、環境確保条例第 124 条第 1 項）
 - ・届出者は解体・改修工事等の発注者

※建物ごとに届出書は分けること

例）○○アパート 1 号棟、2 号棟の場合は、届出書が 2 つになる

3. 添付書類一式（次の内容を含む工事施工計画書を添付）

- ①現地案内図
 - ・近隣との隣接状況がわかる図
- ②敷地内配置図
 - ・敷地内の建築物（工事対象となる建築物、関係者事務所、休憩所、駐車場等）と作業エリアの配置図
 - ・廃石綿の一時保管場所と掲示物（作業計画書、事前調査結果、周知看板等）の設置場所を図示
- ③除去等作業管理組織図
 - 作業管理責任者、石綿作業主任者、石綿等処理施工業者、

特別管理産業廃棄物管理責任者（元請業者）、廃石綿運搬業者、
廃石綿中間処理業者、廃石綿最終処分業者、作業環境測定機関※¹、
作業環境測定士（環境計量証明事業所、環境計量士）、
石綿除去後に取り残しがないこと等を確認する者の氏名※²

※ 1 作業環境測定機関、作業環境測定士は環境確保条例対象の場合

※ 2 確認する者は次のいずれかの資格が必要

1. 一般建築物石綿含有建材調査者
2. 特定建築物石綿含有建材調査者
3. 一戸建て等建築物石綿含有建材調査者（一戸建て等に係る作業に限る）
4. 石綿作業主任者（当該特定工事に係るものに限る）

④緊急連絡体制、連絡網

発注者、石綿等処理施工業者、労働基準監督署、江戸川区役所 環境課、警察署、
消防署、病院等

⑤建築物石綿含有建材事前調査結果

設計図書、現地調査総括票、分析結果（採取した石綿の位置、分析方法、石綿の
種類、含有率）等の写し

※除去作業前までに石綿事前調査システムに調査結果を申請すること

令和 5 年 10 月 1 日から有資格者による調査が義務付け

1. 一般建築物石綿含有建材調査者
2. 特定建築物石綿含有建材調査者
3. 一戸建て等石綿含有建材調査者
4. 日本アスベスト調査診断協会登録者

※義務付け適用前であっても、必要な知識を有するもの（石綿作業主任者
等）が行うこと

※分析調査は、厚生労働大臣が定める者等（令和 2 年厚生労働省令第 277 号）
に依頼すること

⑥特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書及び廃石綿等処理計画書の写し

- ・東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 規制監視係（03-5388-3589）に
提出した書類の写し（受領印が押印されたものに限る）

※環境局の事務手続きに時間を要する場合があるため早急に対応すること

⑦工程表

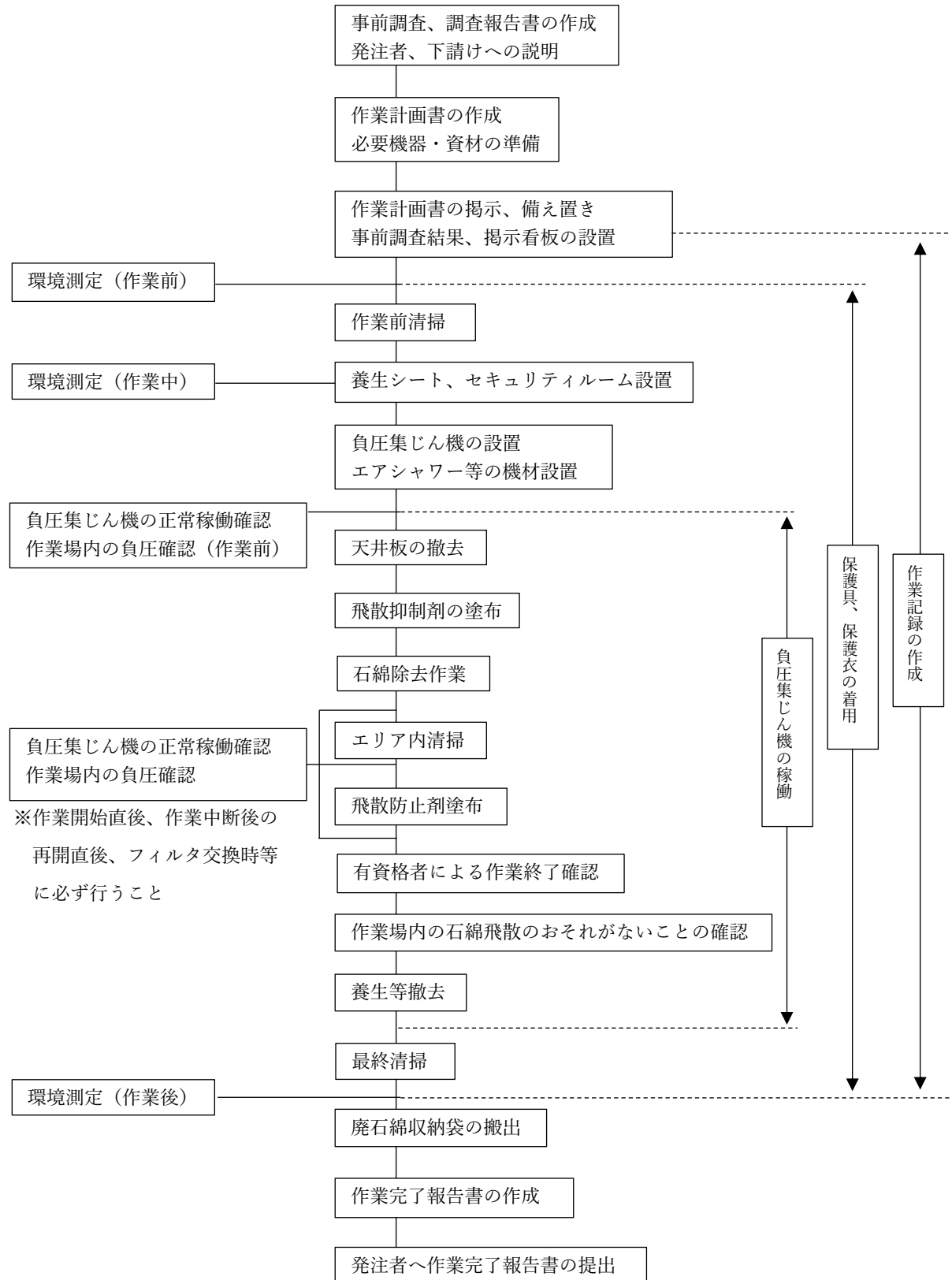
資材搬入、掲示板等の設置、足場設置、隔離養生、除去作業、除去作業後の
確認、養生解体、最終清掃、廃石綿搬出の日程を明記

※環境確保条例対象の場合は、環境測定実施日も記載すること

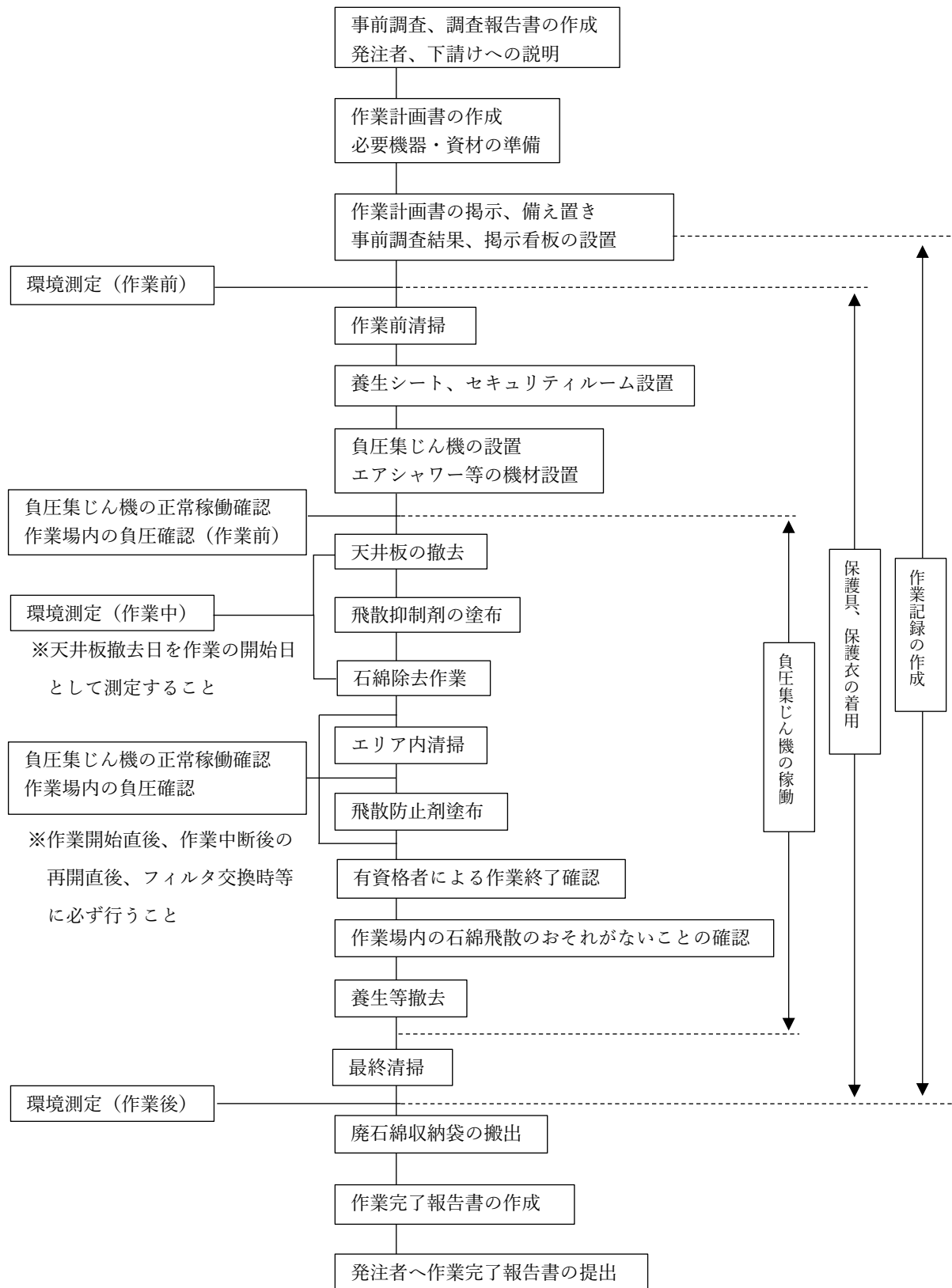
⑧作業計画書

(1)作業全体の流れ（フロー図）の作成

例）吹付け材等（レベル1建材）が常に目視できる場合



例) 吹付け材等（レベル1 建材）が天井板等で隠れている場合



(2)作業区の平面図、断面図、立面図

- ・石綿建材存在箇所、養生施工箇所、セキュリティルーム設置位置、負圧集じん機設置位置、排気口位置、廃石綿一時保管場所位置、容積計算根拠寸法等

(3)作業場の隔離手順

- ・プラスチックシートによる張り合わせ（床面 0.15mm 以上 2 枚重ね、壁面 0.08mm 以上 1 枚）
- ・つなぎ目は 30cm 以上重ね合わせ、粘着テープ等で張り合わせる
- ・セキュリティゾーンの設置（前室、洗浄室、更衣室）

(5)使用する負圧集じん機の型式、能力、HEPA フィルタの種類、換気計算書

作業場内を負圧にするのに必要な排気量を次の計算式で求め、必要な排気能力を有する負圧集じん機を設置する

1. 作業場の容量（ m^3 ） $\div$ 15 分＝必要な排気風量（ $\text{m}^3/\text{分}$ ）
2. 負圧集じん機 1 台当たりの排気能力（ $\text{m}^3/\text{分}$ ） $\times$ 台数＝排気能力（ $\text{m}^3/\text{分}$ ）
3. 必要な排気風力（ $\text{m}^3/\text{分}$ ） $\leq$ 排気能力（ $\text{m}^3/\text{分}$ ）

(6)負圧集じん機の正常稼働確認手順

スモークテスト、デジタル粉じん計等を使用して正常稼働確認を行うこと
※作業開始前および作業開始直後に正常稼働確認は行うこと

(7)作業場・前室の負圧確認手順

スモークテストによる気流確認、ナノメータ等を使用

(8)石綿除去作業の開始から終了までの手順

除去作業に使用する機材および資材等の設置、除去方法の詳細、除去後の飛散防止の方法、除去後の取り残しがないことの確認※¹、作業後の場内の石綿粉じんが飛散するおそれがないことの確認※²、最終清掃、作業環境測定等

※¹ ③に記載している有資格者が行うこと

※² 全体の除去作業が終了した後、飛散防止剤を除去面に散布し、場内の清掃を行った上で集じん機を 90 分以上稼働する。繊維数濃度が十分に低下したと考えられる時点で、集じん機の吸入口付近で位相差顕微鏡法（PCM 法）もしくは、繊維状粒子自動計測機による計測を実施する。
作業実施前の計測データと比較し、同程度であれば終了となる。

⑨環境測定計画資料（環境確保条例対象の場合）

- ・測定箇所図、測定方法（アスベストモニタリングマニュアル等）、使用する機材、作業開始前・作業中・作業後の測定回数

【環境測定の実施日】

- ・作業開始前、作業中、作業後の測定は原則敷地境界4点で実施（除去対象建築物がある敷地が広い場合は、対象建築物境界4点でも可）、その他の測定地点（排気口前等）は要検討すること
- ・隔離養生の開始日は、除去等作業開始日となるため作業中の環境測定実施日となる
- ・作業中の環境測定は、作業区画単位の除去等作業開始日に行い、除去等作業開始日から6日を超えないごと（休工日も含む）に1回以上行うこと
- ・長期間の休工がある場合は、休工前の最終作業日、休工明けの作業開始日に1回ずつ環境測定を行うこと
- ・作業後の環境測定は特別管理産業廃棄物搬出、清掃後に実施すること

例) 短期工事の場合（天井板撤去あり）

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
作業内容	—	天井板 撤去	養生 設置	除去作業								養生 解体	—
除去作業 実施日	—	—	—	● (開始)	●	●	—	—	●	●	● (終了)	搬出	—
環境 測定	● (前)	● (中)	—	★ (中)	—	—	● (中)	—	—	—	—	—	● (後)

※天井板撤去日を作業中の測定開始日とする。

なお、除去作業開始日も測定を実施することが望ましい。

例) 長期の休工がある工事の場合（天井板撤去なし）

	月	火	水	木	金	～	月	火	水	木	金	土
作業内容	—	養生 設置	除去作業			長期休工	除去作業				養生 解体	—
除去作業 実施日	—	—	● (開始)	●	●	—	●	●	●	● (終了)	搬出	—
環境 測定	● (前)	● (中)	★ (中)	—	● (中)	—	● (中)	—	—	—	—	● (後)

※養生設置日を作業中の測定開始日とする。

なお、除去作業開始日も測定を実施することが望ましい。

⑩ 掲示物の原稿

- ・事前調査結果、作業計画書、周知看板等

※実際に掲示するサイズはA3以上とすること

⑪ その他の添付資料

- ・負圧集じん機の正常稼働点検表
- ・場内の負圧管理点検表

- ・ 使用機材、使用資材のカatalogの写し
- ・ 飛散抑制剤、飛散防止剤、固化剤等の SDS シート
- ・ 技術審査証明など認証工法の証明の写し（任意）
- ・ 特定粉じん飛散抑制方法で参考となる資料（任意）

4. 資格証および産廃許可証等の写し（養生検査後に副本と一緒に返却します）

- ①石綿作業主任者技能講習終了証または特定化学物質等作業主任者技能講習終了証（2006 年 3 月 31 日以前のもの）の写し
- ②特別管理産業廃棄物管理責任者修了証の写し
- ③特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（都知事、搬入先知事等）
- ④特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（積替え先知事等）（積替え保管）
- ⑤特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し（処分先知事等）
- ⑥作業環境測定機関登録証、作業環境測定士登録証の写し（環境確保条例対象の場合）
- ⑦石綿取扱作業従事者名簿の写し

5. 石綿事前調査報告システムの申請

以下の一定規模以上の工事の事前調査結果を都道府県等へ報告することが義務付けされた。

- ①延べ床面積 80 m²以上の建築物の解体工事
- ②請負金額 100 万円以上の建築物の改修工事
- ③請負金額 100 万円以上の工作物の解体・改修工事